

箱根町長 山口 昇士 殿

箱根町行財政改革有識者会議

座長 田中 啓

平成 31 年度以降の財源確保策について（提言）【最終案】

箱根町では、多額の財源不足に対応するため、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間、固定資産税超過課税を実施していますが、平成 31 年度以降も引き続き財源不足が見込まれることから、町から本有識者会議に対して財源確保策への意見、助言及び提言の依頼がありました。

本有識者会議では、箱根町が作成した中長期財政見通しの数値を基礎資料とし、固定資産税超過課税の実施以降の行財政改革の取組状況や行財政改革アクションプランの見直し、さらに箱根町行財政運営を考える町民会議の提言書の内容等も参考にしたうえで、各税目の検討結果をもとに町から提案された平成 31 年度以降の財源確保策に対し、多角的な視点により検討を重ねた結果、結論を得ましたので以下のとおり提言します。

1. 結論

(1) 財源確保の必要性

固定資産税超過課税の実施以降の行財政改革の取組状況について検証及び確認した結果、平成 31 年度以降、中長期的に財源不足の拡大が見込まれる〔中期（平成 31～35 年度）においては年平均約 7 億円、長期（平成 36～39 年度）においては年平均約 11 億円〕ことを確認した。

新たな行財政改革アクションプランの実施による収支改善効果を見込んでも、中期の財源不足額は年平均 5 億円以上となる見込みであり、行財政改革の効果のみでそれを補てんするのは困難であるため、引き続き財源確保策を講じる必要があると判断した。

(2) 平成 31 年度以降の財源確保策のあり方

箱根町が提案した「単独税目案（固定資産税超過課税の継続）により、平成 31 年度（2019 年度）から 5 年間、これまでの 3 年間と同様に固定資産税の税率を 0.18% 引上げ、1.58% とする」ことが妥当であると判断した。

また、長期的に財源不足が拡大するという財政見通しを勘案すると、平成 36 年度（2024 年度）以降も固定資産税超過課税を継続することはやむを得ないと考えられるが、今回検討した各税目のうち、観光地を抱える全国の自治体で導入及び検討がなされており、箱根町でも導入可能と考えられる宿泊税についても検討を速やかに始め、平成 36 年度以降の適切な時期に固定資産税超過課税との優劣を判断したうえで、負担のあり方を見直すべきである。

2. 結論に至るまでの検討経過

(1) 財源確保の必要性

本有識者会議では、平成 27 年 9 月に策定した行財政改革アクションプランの取組結果について、町が実施した内部評価に対する検証を実施した。その結果、以前の計画からの継続項目を中心に一定の成果を得たものの、財政状況を大幅に改善するには至っていないため、更なる行財政改革の推進を早期に行うことが必要であると判断した。そのうえで、行財政改革アクションプラン（当初プラン）の中間見直しについては、今回の本有識者会議による検証結果をもとに、より積極的な対応を期待すると総括した。

また、固定資産税超過課税の実施以降の行財政改革の取組状況や第 6 次総合計画前期基本計画実施計画を踏まえて町が策定した「中長期財政見通し（平成 30 年度から平成 39 年度）」が示され、さらなる行財政改革を行うことなく行財政運営を続けた場合、平成 31 年度から平成 35 年度までの中期は年平均約 7 億円、平成 36 年度から平成 39 年度までの長期は年平均約 11 億円の歳入不足が生じ、年々歳入不足が拡大していく見込みであることを確認した。

このような中、固定資産税超過課税の実施を契機に町が設置した「行財政運営を考える町民会議」から提言書が提出され、この提言書に示されている町民や事業者の今後の行財政運営に対する考え方や町に求める具体策、固定資産税超過課税の今後の扱いに対する意見について、本有識者会議としても重く受けとめた。

町では、これらを踏まえ行財政改革アクションプランの中間見直し作業を行ったが、本有識者会議としても、事務事業の見直しや自主財源の確保等の面において一層踏み込んだ取り組みを求め、町も推進項目の追加に応じた。しかし、長年にわたり行財政改革に取り組んできたことから、大幅な収支改善効果が見込まれる取り組みを新たに見出すことが困難な状況であった。

行財政改革アクションプランの実施により、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間は年平均 2 億 3,000 万円の収支改善効果が得られるが、それを考慮しても中期の財源不足額は年平均 5 億円に上り、長期においては同等の効果が継続すると仮定しても、財源不足は年平均 8 億 8,000 万円とさらに拡大する結果となった。

さらに、平成 27 年度の新財源確保検討時に整理した「財政の逼迫 4 要因（①町税収入の著しい減少、②社会保障関係費の増大、③サービス水準の向上・維持のための経費の増大、④財政調整基金の残高不足）」についても、最新のデータを基に現状を確認した。

また、財源確保を図らずに財源不足額を解消するための方策についても検討したところ、町の基幹的事業や主要な行政サービスを大幅に削減せざるを得ないことになり、町民や観光客に対して多大な影響が及ぶことが懸念される結果となった。

これらを総合的に考慮した結果、引き続き財源確保が必要であると判断した。

(2) 平成 31 年度以降の財源確保策のあり方

①財源確保策

財源確保策として箱根町から単独税目案（固定資産税超過課税の継続）、複数税目案①（固定資産税超過課税の継続と個人町民税〔所得割〕、法人町民税〔均等割・法人税割〕の超過課税の導入）、複数税目案②（固定資産税超過課税の継続と法人町民税〔均等割・法人税割〕の超過課税の導入）の 3 案が示され、この 3 案について様々な角度から検討が行われ、単

独税目案が町の最終案として示された。

本有識者会議では、この3案はもとより、それ以外の可能性も含めて検討した結果、町が示した単独税目案が妥当であると判断した。その理由は、次の3点である。

第1の理由は、固定資産税であれば幅広い負担を求めることができる点である。

前回（平成27年10月）の新財源確保時の提言でも言及しているように、箱根町では、観光を支えるための行政サービスを手厚く行う一方、山岳地形で集落が分散していることなどに起因した町民向けの行政サービスも必要であり、これらを考慮すると、観光関係者と町民の双方から幅広く負担を求めることが望ましい。

第2の理由は、財源不足の主要因が固定資産税の大幅な減収にある点である。

同税目はピーク時（平成10年度）から12.5億円減収していることから、減収分を同税目の税率引き上げで賄うことは、町の税体系や税負担構造を大きく変えずに財源不足を補うことにつながる。

第3の理由は、税収確保の規模の点である。

中長期財政見通し及び行財政改革アクションプランにより算出した財源不足額に対し、固定資産税の超過課税の税率を1.58%（標準税率1.4%+0.18%）とすれば、中期（平成31年度から平成35年度）の5年間は必要な財源を確保できる見通しである。

一方、固定資産税の超過課税を継続しても、平成27年度の議会での審議のように、引き上げ分が0.18%を下回る場合には、一般財源が確保できなくなるため、既存の事業や行政サービスを大きく削減することにつながる可能性が高い。

②適用期間

適用期間については、本有識者会議において3年、5年、6年と様々な意見が出たものの、議論の結果、5年が妥当という結論に達した。その理由は、ごみ処理広域化と第3号公共下水道の整備の見通しが5年以内で見えてくること、全国的にみて適用期間を設けない場合が大半であり、設ける場合でも5年とする場合が多いこと、さらに、経済社会の動向や行財政改革アクションプランの実施状況等を見極めた上で、長期的な財源確保のあり方を検討するための時間を確保するという点においても、5年という期間は必要であることなどが挙げられた。

③他税目の検討

今回、他の税目の導入または税率引き上げも検討したが、現時点で財源確保策として実現可能な税目は固定資産税のみであると判断した。ただし、宿泊税については用途を十分に検討したうえであれば、一定期間後の導入の可能性はある。

今後は長期的にも財源不足額は一層拡大していく見込みであることから、平成36年度以降も引き続き財源確保策が必要である。固定資産税超過課税の継続はやむを得ないだけでなく、財源不足の状況に応じてさらなる税率引き上げが必要となる可能性があるため、固定資産税超過課税以外の財源確保策を視野に入れておく必要がある。

検討にあたっては、財源不足の主要な要因のひとつは観光関係の支出増であるが、観光客から直接負担を求める手法として宿泊税があり、既に京都市や金沢市などで導入が決定し、他の自治体でも検討を行っている。箱根町では、現状で入湯税が町税収入の1割以上を占めており、観光客は既にかかなりの負担をしているが、長期的な財政見通しを踏まえれば、事業者だけではなく観光客に更なる負担を求めることも必要であると判断できること

から、宿泊税について具体的な検討を進めるべきである。

ただし、平成 32 年度（2020 年度）に東京 2020 オリンピック・パラリンピックがあり、その後の景気動向を見極める必要がある。

なお、入湯税は過剰が生じる見込みもあるため、現状では税率引き上げは困難であるが、将来的に入湯税充当対象経費が増加し、財源不足がさらに拡大する場合には検討の余地がある。

3. 附帯意見

(1) 議会での議論

今回、中長期財政見直し、行財政改革アクションプランの実施状況、各税目の特性等を総合的に検討した結果、本有識者会議としての結論を明確に示したものであることから、本有識者会議における一連の検討過程をできる限り参考として、超過課税の必要性と実施方法について十分検討されることを期待する。

(2) 行財政運営を考える町民会議の提言内容との関係

町民会議の提言書では、町に行財政改革や財源確保策の実施を求めるだけでなく、観光を基軸として、箱根町が一層発展していくような積極的な施策の展開への期待も述べられている。当面は財源不足への対応を優先せざるを得ないとしても、長期的な視点から、町が発展し、税収の増加につながるような施策の展開とそれを支える財政構造や負担のあり方を併せて検討されたい。

なお、町民会議の提言書には、固定資産税の超過課税の今後の扱いについて、極力適用期間を短くし、抜本的な財政構造転換の方向性をまとめるべきという意見があったが、適用期間を短くする場合、税率の上げ下げを柔軟に行う必要があり、当然、税率の引上げもあり得る。また、その判断は町民の意見を踏まえつつ議会が行うべきであるが、そのためにも町民の意見を広く吸い上げることができるよう、議会、町民、行政で協力して具体的な方策を検討されたい。

(3) 歳入確保・歳出削減策の確実な実施

今回の超過課税の継続は、中間見直し後の行財政改革アクションプランの収支改善効果の実現を前提にしている。このため、推進項目で財政健全化効果額を見込んだものは、確実に効果額が出るよう取り組むことはもとより、推進項目の中で実施の可否を検討するとした項目は、実施に向けて取り組む方向で積極的に検討されたい。

また、推進項目のうち本有識者会議からの意見により追加した推進項目「No.7 持続可能な行財政運営手法の確立」と「No.11 財源確保策の検討」は、平成 36 年度以降の財源不足の縮減に直接寄与できるよう、着実に検討を進めてもらいたい。

以上